

# 三原市要綱第1号

三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように制定する。

令和8年1月13日

三原市長 岡田吉弘

## 三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の方針)

第2条 支援法人は、三原市の空家等対策の状況を踏まえ、特に援助を必要とする業務について行う者とし、必要な事項は別途方針を定めることとする。

### (指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び本市の市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第4号に規定する宅地建物取引士（申請時点で有効な宅地建物取引士証を保有する者）が所属していることが分かる資料
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）若しくは一般財団法人（公益財団法人を含む。）又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第10条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者  
オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者が、次のいずれかに該当すること。

ア 三原市内に事業所又は営業所を有する者

イ 広島県内に事業所又は営業所を有する者で、三原市内において支援業務を適正かつ確実に実施できるもの

ウ 過去5年以内に本市と連携して空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有する者

(9) 申請日の直近1年で継続して、次の全ての活動実績を有すること。

ア 空家等の所有者又は管理者の依頼に応じて、建築士、宅地建物取引士又は不動産鑑定士と連携して行う空家等の活用及び管理に関する活動

イ 所有者等の依頼に応じて、弁護士、司法書士、行政書士又は土地家屋調査士と連携して行う相続及び登記に関する活動

ウ ア及びイに基づいて行うワンストップでの空き家全般に関する相談対応

(10) 申請者が、国税及び本市の市税を滞納していないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をした場合は、三原市空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第2号）により、指定しない場合は三原市空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

2 支援法人は、前条第1項各号に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に指定の更新を申請しなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、法第23条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(業務の廃止等)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、第4条に定める指定の辞退を希望するときは、直ちに三原市空家等管理活用支援法人指定辞退書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日又は指定の辞退があった年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第8条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書(様式第8号)、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項のほか、法第25条第1項の規定により、その業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取り消しを行う場合は、指定取消通知書(様式第9号)により当該支援法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

三原市長 様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

### 三原市空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による三原市空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、次の書類を添え、誓約事項を誓約の上申請します。

#### 1 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び本市の市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第4号に規定する宅地建物取引士（申請時点で有効な宅地建物取引士証を保有する者）が所属していることが分かる資料
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

#### 2 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人でないこと。
- (2) その他関係法令及び三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱に記載された事項に反していないこと。

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

三原市長

三原市空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、次のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による三原市空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

1 法人の名称又は商号

2 法人の住所

3 事務所又は営業所の所在地

4 業務内容

5 指定の期間

6 指定にあたっての要件その他の事項

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

三原市長

三原市空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果、三原市空家等管理活用支援法人に指定しないこととしましたので、三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 法人の名称又は商号

2 法人の住所

3 事務所又は営業所の所在地

4 不指定とした理由

教示

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三原市（訴訟において三原市を代表する者は、三原市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

三原市長 様

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年　月　日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□に✓を記入してください。

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

三原市長 様

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務変更届出書

三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年　月　日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

三原市長 様

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務廃止届出書

三原市空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

様式第7号（第7条関係）

年　月　日

三原市長 様

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

三原市空家等管理活用支援法人指定辞退書

三原市空家等管理活用支援法人の指定につき、三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第2項の規定により辞退します。

指定年月日	年　月　日
辞退の理由	

様式第8号（第8条関係）

年　月　日

三原市長 様

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

事業報告書

三原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第2項の規定により報告します。

実施年度	
実施状況	

添付資料

- 1 収支決算書
- 2 貸借対照表

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

三原市空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

三原市長

指定取消通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第25条第3項の規定により、三原市空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

教示

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三原市（訴訟において三原市を代表する者は、三原市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。